

学校給食食物アレルギー対応の手引き
(中学校用)

横須賀市教育委員会

令和5年(2023年)4月

目次

第1章	基本的な考え方と対応方針	1
1	基本的な考え方	1
2	食物アレルギー対応方針	1
3	食物アレルギー対応実施決定基準	2
4	学校給食における食物アレルギー対応の種類	2
第2章	食物アレルギー対応委員会	4
1	食物アレルギー対応委員会の設置	4
2	対応委員会の役割	4
第3章	学校における対応	5
1	食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ	5
2	食物アレルギー対応の解除	6
3	転校時の対応	7
4	給食で使用しない食材の食物アレルギーの対応	7
第4章	完全給食実施上の対応、留意事項	8
1	食物アレルギー対応食の留意事項	8
2	食物アレルギー対応献立表	8
3	教室での確認、配膳の手順	9
4	教職員の役割	11
5	生徒への指導	12
6	事故発生時	12
7	関係書類の保存	12
8	その他	12
【参考】		13
1	牛乳等の代替を家庭から持参する場合	13
2	食物アレルギー以外の対応	14

様式集

様式1	中学校給食食物アレルギー対応等に関する調査
様式2	食物アレルギー対応等に関する面談記録表
様式3	食物アレルギー個別取組プラン
様式4	食物アレルギー対応生徒一覧表
様式5	食物アレルギー対応解除申請書
様式6	食物アレルギー事故報告書
参考様式1	食物アレルギー以外の配慮に関する面談記録表

第1章 基本的な考え方と対応方針

1 基本的な考え方

横須賀市教育委員会は、食物アレルギーを有する生徒も含めたすべての生徒が、安全・安心で心身ともに健康的な学校生活を送ることができるよう、学校・学校食育課・給食センター運営事業者・保護者の連携のもと、学校給食における食物アレルギー対応を行います。

学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年 公益財団法人日本学校保健会）」（以下、「ガイドライン」）「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年 文部科学省）」（以下、「文科省指針」）等に基づき、生徒の安全を最優先として、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供します。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則（文科省指針）

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

2 食物アレルギー対応方針

(1) 組織的な対応

各学校に食物アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行います。

(2) 学校生活管理指導表

ガイドラインに基づき、学校における食物アレルギー対応には、医師の診断による「学校生活管理指導表（以下、「管理指導表」）」を必須とし、保護者に対し毎年度提出を求めます。

(3) 完全除去対応

安全性を最優先した対応のため、アレルギー原因食物の完全除去対応を基本とします。

「完全除去対応」とは

アレルギーの原因食物を一切提供しない対応のことです。

【例】卵アレルギーの場合

完全除去対応：卵を原材料に使用したものは一切提供しない

部分除去対応：ゆで卵や卵焼きは食べないが、つなぎの卵は食べる

食物アレルギー治療の一環として、家庭では医師の指導の下、アレルギー原因食物を食べられる範囲の量まで食べる部分除去を行っている場合がありますが、体調の悪い時や運動の後などに症状が出る可能性があります。

給食では、医師から「除去対応不要」「完全解除」の診断が出るまでは完全除去対応を行います。

3 食物アレルギー対応実施決定基準

学校における食物アレルギー対応は、以下の基準すべてに該当する生徒を対象とします。

- (1) 医師により、食物アレルギーと診断されていること
- (2) アレルゲンが特定されており、医師の指示のもと、アレルゲン除去等の食事療法を日常的に行っていること
- (3) 定期的に受診し、評価を受けていること

4 学校給食における食物アレルギー対応の種類

(1) 除去食対応

① 対象

- ・ 卵・乳アレルギーの生徒

② 対応方法

- ・ 卵・乳を使用した料理から原因食物を除去した「除去食」を提供します。
- ・ 原因食物を使用しない日も含め、毎日一人分をランチジャーに入れて提供します。
- ・ 除去食は、一つの料理に対し一種類とします。例えば、卵と乳の両方を使った料理の除去食は、卵と乳のどちらも抜いたものを提供します。
- ・ 卵・乳を使ったデザートの場合、アレルギーを含まないデザートを提供します。
- ・ 乳アレルギーの生徒には、主食がパンの日に米飯をランチジャーに入れて提供します。
- ・ 原因食物を除去すると調理できない料理については、代替として当日給食センターで調理する別献立の料理を提供します。

「別献立」とは

給食センターでは、市内の全中学校 23 校を2つのコースに分け、原則として2種類の献立を調理します。

原因食物を除去すると調理できない料理の場合、当日給食センターで調理している別コースの料理を「別献立」として提供します。

(2) 除去食外対応

① 対象

- ・ 卵、乳以外の原因食物アレルギーの生徒
例：小麦 大豆 いか りんご等

② 対応方法

- ・ 給食の配食の際、アレルゲンを含む料理を盛り付けない対応を行います。
- ・ 提供しない料理の代替として、弁当持参も認めます。

(3) 完全弁当持参対応

① 対象

- ・ 調味料・だし・食品添加物・揚げ油の再使用等の配慮が必要、原因食物が多い等、給食の喫食が困難な生徒

② 対応方法

- ・ 給食の提供を行わず、弁当持参とします。

第2章 食物アレルギー対応委員会

1 食物アレルギー対応委員会の設置

学校長を責任者として、食物アレルギー対応委員会（以下、対応委員会）を校内に設置します。委員の構成については、9ページを参考にしてください。学校保健委員会等の既存の組織を活用することも可能です。対象となる生徒がいない学校においても、新入学・転入・新規発症等に備えて必ず設置します。

2 対応委員会の役割

- (1) 校内の生徒の食物アレルギーに関する情報を集約します。
- (2) 「食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ（5ページ）」に基づき、保護者との面談を踏まえて、対象となる生徒ごとに対応内容を決定し、教職員に周知します。
- (3) 校内危機管理体制を構築し、校内研修を企画、実施します。

第3章 学校における対応

1 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ

学校での対応	実施時期
(1) 面談対象者の抽出	10月～11月
(2) 面談	11月～2月初旬まで
(3) 対応委員会の開催	面談終了～2月
(4) 個別取組プランの作成	～2月中旬
(5) 対象者名簿の提出	～2月中旬

(1) 面談対象者の抽出

① 新1年生

10月

- ・ 小学校で「中学校給食 食物アレルギー対応等に関する調査」(様式1)を6年生児童の保護者に配布し、学校食育課で集約します。

11月

- ・ 学校食育課から中学校に、集約した「中学校給食 食物アレルギー対応等に関する調査」を送付し、面談対象の児童をお知らせします。

11月～2月初旬

- ・ 食物アレルギー対応を希望する児童の保護者と面談を行います。給食センター勤務の栄養教諭・学校栄養職員またはネットワークの栄養教諭が同席します。
- ・ 校内で関係職員の日程調整を行い、候補日を学校食育課に連絡してください。栄養教諭等が同席できる日をお知らせしますので、保護者に連絡してください。

② 新2・3年生

11月～2月初旬

- ・ 食物アレルギー対応をしている生徒について、新年度の対応について、希望の有無を確認します。

(2) 面談

年度ごとに生徒の保護者と面談を行います。

① 新1年生

- ・ 中学校の管理職、養護教諭、食物アレルギー担当、栄養教諭等が面談に出席します。
- ・ 事前に保護者が記入した「食物アレルギー対応等に関する面談記録表」(様式2)の内容を面談時に確認します。
- ・ 栄養教諭等が中学校での食物アレルギー対応について説明し、保護者の希望を確認します。

- ・ 中学校での対応を保護者が希望する場合は、管理指導表と「食物アレルギー個別取組プラン」（様式3）（以下「個別取組プラン」）を渡し、記入を依頼します。管理指導表は医療機関が、個別取組プランは保護者記入欄に保護者が記入します。
- ・ 保護者に、教育委員会等や学校の基本方針と対応内容について丁寧に説明し、理解を得ます。

（主な内容）

- ア 学校給食におけるアレルギー対応の大原則（1ページ）を踏まえた対応とすること
- イ 安全性を最優先に、限られた施設設備、人員で大量調理にあたるため、対応が限られること
- ウ 生徒の食物アレルギーの状況によっては、弁当持参の場合があること
- エ 生徒の状況を学校と学校食育課、給食センター運営事業者が共有し、個人名とアレルギーを記入した対応献立表を教室に掲示すること
- オ 給食費は、除去食・除去食外対応のいずれも全額徴収となること、乳アレルギー対応の場合は牛乳代減額となること、完全弁当持参対応の場合は給食費の徴収はしないこと

② 新2・3年生

- ・ 保護者が対応の変更を希望する場合は、管理職、養護教諭、担任、栄養教諭等と面談を行い、変更の理由と内容について確認します。面談記録表、個別取組プランに変更事項を記入します。
- ・ 対応の変更を希望しない場合は、担任と保護者が面談記録表、個別取組プランの内容を確認します。

③ 市外からの転入生、新規発症者

- ・ 保護者の申し出により、随時①新1年生と同様の面談を行います。

（3） 対応委員会の開催

- ・ 保護者から提出された個別取組プランの内容に沿って、学校での対応を検討し、学校長が対応の決定をします。
- ・ 決定した内容は全教職員に周知します。

（4） 個別取組プランの作成

- ・ 個別取組プランの学校記入欄に、対応委員会での決定事項を記入し、保護者の確認署名をもらいます。写しを保護者に渡します。

（5） 対象者名簿の提出

- ・ 「食物アレルギー対応生徒一覧表」（様式4）に食物アレルギー対応の対象者と対応等を記入し、学校食育課に提出します。

2 食物アレルギー対応の解除

- ・ 食物アレルギーの症状が改善して対応不要となるときは、保護者に医師による対応不要の診断を記載した管理指導表と「食物アレルギー対応解除申請書」（様式5）を提出してもらい、対応委員会での対応解除確定後、食物アレルギー対応解除申請書の写しを

学校食育課に提出します。個別取組プランを変更、保護者の確認署名をもらいます。

3 転校時の対応

- ・ 食物アレルギー対応をしている生徒が転校する場合は、学校食育課に氏名と学校名、転校日を報告し、保護者に確認の上、アレルギーに関する面談記録表、管理指導表、個別取組プランを転校先に引き継ぎます。市内の転校の場合、転校先の学校は対応を確認するための面談を行います。

4 給食で使用しない食材の食物アレルギーの対応

- ・ 面談の結果、給食に使用しない食材（そば、落花生等）の食物アレルギーであっても、学校生活への配慮が必要な場合は管理指導表の提出を求め、個別取組プランを作成するなど、学校長の判断で対応します。

第4章 完全給食実施上の対応、留意事項

1 食物アレルギー対応食の留意事項

(1) 共通事項

- ・ 教職員が食物アレルギーについて理解し、学級の生徒にも理解させ、食物アレルギーを有する生徒が精神的な負担を感じることはないように配慮します。
- ・ 食物アレルギーを有する生徒がアレルゲンを含む料理を誤食することがないように、本人と教職員が注意します。学級の生徒の協力も求めます。
- ・ アレルギー対応献立表の誤配布がないように、複数の教職員で確認します。
- ・ 当日の献立や喫食の可否等について疑問のある場合、学校食育課または保護者に確認をします。喫食の可否について確認できない場合は、安全確保のため当該料理は提供しません。
- ・ 保護者からの要望や問い合わせ、その他不明な点については、必要に応じて学校食育課に確認し対応します。
- ・ 生徒ごとに給食指導の配慮事項について、個別取組プランを確認しておきます。
- ・ 献立等の変更があった場合は、学校食育課は学校に連絡します。学校はアレルギー対応をしている生徒の保護者に、確実に連絡をしてください。

(2) 除去食対応

- ・ ランチジャーの誤配がないように注意します。

(3) 除去食外対応

- ・ 誤食のないように、対応献立表を必ず確認して盛り付けます。

(4) 弁当持参対応

- ・ 保護者に、学校給食から大幅に逸脱しない内容の弁当となるよう依頼します。
- ・ 弁当は生徒自身が教室で保管することを基本とし、生徒または保護者の希望があるときは、各学校で職員室等に保管することを検討します。
- ・ 冷蔵庫での保管や温め直し等はいりません。

2 食物アレルギー対応献立表

(1) 対象となる対応

- ・ 食物アレルギー対応献立表は、除去食対応・除去食外対応のいずれにも使用します。

(2) 食物アレルギー対応献立表の取り扱い

- ・ 2か月前の25日頃に、生徒ごとに1か月分の学校給食基準献立予定表（詳細版）（以下、「詳細献立表」）と食物アレルギー対応献立表（以下「対応献立表」）を、食物アレルギー対応用ファイルに入れて各学校の食物アレルギー担当に送付します。
- ・ 食物アレルギー担当・学級担任がファイル内の対応献立表のクラス、氏名を確認し、生徒を通じて保護者に渡してください。

学校食育課 ⇔ 食物アレルギー担当 ⇔ 担任 ⇔ 生徒 ⇔ 保護者

① 詳細献立表

- ・記名なし 1枚1か月分
- ・家庭で保管し、献立内容の確認に使用します。

② 対応献立表

- ・記名あり 1枚1週間分
- ・前月3日までに保護者が確認し、署名をして学校に提出します。
- ・学級担任が署名を確認し、食物アレルギー担当者に渡します。署名がない場合は保護者に記入を依頼します。
- ・食物アレルギー担当者が集約し、写しを4枚取ります。対応献立表の原本は学校保管です。

写しは以下のとおり使用します。

- ア 保護者に送付
- イ 学校食育課に送付（前月10日必着）
- ウ 教室に掲示（クリアホルダー等に入れて掲示し、週が変わったら廃棄）
- エ 職員室に保管（すぐ確認できるように保管し、月が変わったら廃棄）

事故防止のため、校内での情報共有は対応献立表の写しを使って行い、教職員による転記はしません。

3 教室での確認、配膳の手順

(1) 除去食対応

【提供に使用するもの】

- ・アレルギー対応個人受け渡し表（以下、「受け渡し表」）
- ・ランチバッグ（袋）ランチジャー（容器）

【除去食の配膳】

- ・ランチバッグは配膳員が当該生徒のクラスの配膳車にのせておきます。
ランチジャーには、食缶で配膳されるごはん、おかず等が入っています。
- ・個包装のもの（パン、牛乳、デザート等）は教室で配ります。
- ・盛り付け用の食器、トレイ、箸等は、他の生徒と共通のものを使用します。

【確認手順】

- ① 学級担任等はランチバッグについている受け渡し表の生徒氏名を確認して、学校内受け取り①欄に署名をし、生徒に渡してください。
- ② 生徒は受け渡し表とランチジャーの氏名を確認して受け取り、受け渡し表の学校内受け取り②欄に署名をしてください。
- ③ パン、牛乳、デザート等については、生徒、学級担任等、給食当番で対応献立表を確認して配膳してください。
- ④ 万が一、違うクラスの生徒のランチジャーが届いていた場合、正しいクラスに届けてください。間違いがあったことを学校食育課にお知らせください。

【当該生徒が欠席等の場合】

- ・ 当該生徒が欠席、早退等で除去食を食べなかった場合、ランチジャー受け渡し間違いと区別するため、学級担任等が受け渡し表の欠席欄または早退欄に○印を記入し、ランチジャーの中身には手をつけずに返却してください。パン、牛乳、デザート等教室で配るものは、ほかの生徒が食べても構いません。

【片付け、回収】

- ・ 食器、トレイ、箸等はクラスのかごに戻してください。
- ・ ランチジャーで配膳されたものを食べ残した場合、クラスの食缶に入れてください。
- ・ ランチジャーはランチバッグに入れ、配膳車にのせてください。

(2) 除去食外対応

- ・ 配膳前に生徒、学級担任等、給食当番で対応献立表を確認してください。
- ・ 配膳の間違いを防ぐため、一番はじめに盛り付けをしてください。
- ・ 同じクラスに食物アレルギーを有する生徒が複数いる場合には、特に注意して確認します。

4 教職員の役割

（対応委員会の構成員は○）

○学校長 ○教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の食物アレルギー対応の責任者として本手引きの内容を理解し、教職員の指導を行う。 ・食物アレルギー対応委員会を設置、開催し、対応の最終決定を行う。
○食物アレルギー担当教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーに関する学校食育課との連絡窓口となる。 ・食物アレルギー対応委員会開催の連絡調整を行う。 ・対象生徒抽出と保護者面談の連絡調整を行う。 ・食物アレルギー対応献立表の連絡窓口となる。 ・個別取組プランを作成する。 ・教職員の研修や緊急時の対応訓練を計画、実施する。
○学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・個別取組プランの作成に参画する。 ・食物アレルギーを有する生徒の状況や保護者からの申し出、個別取組プラン等を把握し、必要な情報は全教職員で共有するように努める。 ・給食時間全体のルールを整理し、安全で楽しい時間となるような給食指導を行う。 ・誤食事故を防ぐため、対応献立表の確認やランチジャーの確認を確実にを行う。 ・給食時間に教室を離れるときは、代替りの教職員に十分な引継ぎを行う。 ・緊急時対応について理解する。特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている生徒がいるときは、保管場所や使用方法をしっかりと把握し、対応できるようにしておく。 ・学級の生徒に対し、食物アレルギーへの理解を深める指導を行う。
○養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、緊急時対応に備える。 ・個別取組プラン作成に参画する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態や個別取組プラン等関連する情報を共有し、積極的に協力する。 ・緊急時対応について理解する。特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている生徒がいるときは、保管場所や使用方法をしっかりと把握し、対応できるようにしておく。 ・学級担任の代わりに学級の指導に入る際には、学級担任と同様の対応ができるよう、対応方法を確認しておく。

5 生徒への指導

(1) 食物アレルギーを有する生徒への指導

- ・ 自身のアレルギーについて理解し、食物アレルギー対応献立表等をもとに、適切な喫食ができるよう指導します。
- ・ 誤食による体調不良を起こした際の対応について把握し、緊急時には周囲の助けを求められるように指導します。
- ・ アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている生徒に対しては、保管場所や使用方法等についての確認を行います。

(2) 学級の生徒への指導

- ・ 食物アレルギーによる給食等の配慮が必要な生徒がいるクラスでは、年度初め等の早い段階で機会を捉え、食物アレルギーについて正しく理解ができるよう、学級活動等の時間を活用して指導します。
- ・ 食物アレルギーは誰もが発症する可能性があり、好き嫌いや偏食ではないこと、生命にかかわる事故につながる恐れがあることをしっかり認識させ、いじめや偏見等につながらないように指導します。
- ・ 食物アレルギーを有する生徒の気持ちに共感する、体調の変化に気づく、給食配膳の際や緊急時に協力する等、相手に配慮した態度や行動がとれるように指導します。

6 事故発生時

(1) 事故発生時の対応

- ・ 誤食等により生徒にアレルギー症状が出た場合の緊急時には、「指導の必携」の「食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ」に従って迅速に対応します。

(2) 事故報告

- ・ 誤食事故や食物アレルギー症状、食物依存性運動誘発アナフィラキシー等の発症があった場合、管理職は保健体育課（指導主事）に電話で報告し、すみやかに「食物アレルギー事故報告書」（様式6）を提出します。

7 関係書類の保存

- ・ 学校給食食物アレルギーの各種様式等の関係書類は、市立学校文書分類表の「12 保健」「児童生徒健康管理関係書類」（第4種、保存期間3年、保存期間の始期は除籍の翌年度）として保存します。
- ・ ただし、「食物アレルギー対応献立表」は、分類表の「13 給食」「学校給食食物アレルギー対応献立表」（第5種、保存期間1年）として保存します。

8 その他

- ・ 重度の乳アレルギーの生徒がいるクラスの牛乳パックを、洗わずに燃せるゴミとして回収しなければいけない場合は、事前に学校食育課にご相談ください。

【参考】

- 1 牛乳等の代替を家庭から持参する場合
 - ・ 牛乳を中止している生徒は、各学校の水分補給の決まりに従って家庭から水筒を持参することを基本とします。
 - ・ 保護者から水筒以外で、牛乳の代わりの飲料を持参させたいと申し出があった場合は、以下の内容をすべて満たすもののみとします。
 - 保存温度：常温保存できるもの
 - 容 器：紙パック入りのもの
 - 内 容 量：200ml 前後のもの
 - 種 類：無糖のお茶類、プレーンの豆乳
 - そ の 他：乳糖不耐症の生徒が、発酵乳提供日に発酵乳を持参する場合は、給食で提供される発酵乳に準じた味のもの
 - ・ 飲み終わったパックやストローは、学校で処分せず持ち帰ることとします。

※通常の水分補給としての水筒を除き、給食（牛乳）提供中止をしている生徒以外の、弁当や飲み物の持参は認めません。

2 食物アレルギー以外の対応

横須賀市の学校給食は全員喫食が基本であり、個別対応の対象となるのは、原則、食物アレルギーを有する生徒のみです。保護者からアレルギー以外の理由で個別対応の申し出があった場合は、学校内で面談を実施し、学校長が対応を決定してください。

必要に応じて、「食物アレルギー以外の配慮に関する面談記録表」（参考様式1）を使用してください。

（1） 対応を希望する理由の例

① 健康上の理由による食事制限等

（例）クローン病、腎臓病、乳糖不耐症、咀嚼嚥下に関わる障害、発達障害による偏食等について、診断書（医師の証明）の提出がある場合、学校としてすでに対応を行っている場合。

② 宗教による食物禁忌等

（例）イスラム教、ヒンズー教、菜食主義等。

（2） 対応できること、できないこと

① 対応できること

- ・ 給食の提供を全て中止し、弁当持参とする。（給食費は徴収なし）
- ・ 牛乳の提供を中止する。（給食費から牛乳代を減額）
- ・ 料理ごとの使用食材および分量を示した詳細献立表を渡す。（給食費は全額徴収）
- ・ 食べられない料理の代わりに家庭から持参する（給食費は全額徴収）

② 対応できないこと

- ・ 給食センターで特別な食事を提供する。
- ・ 食物アレルギー対応のような、個人ごとに盛り付け指示を入れた献立表を作成し、対応する（食物アレルギー用を転用できる場合を除く）。
- ・ 給食センターで特別な食器や食具を用意する。

（3） その他の連絡

- ・ 詳細献立表が必要な場合は、学校食育課にご相談ください。
- ・ 給食費の減額等に必要の手続きは、給食費事務マニュアルをご確認ください。